

千歳市青葉公園における 公園施設設置管理許可候補者 募集要項

1 目的

市では、令和7年2月に策定した「千歳市都市公園等利活用計画」に基づき、公園における利便性の向上や賑わいの創出、さらなる利活用の促進を図ることを目的として、青葉公園の図書館付近に都市公園の便益施設を設置する事業者を募集します。

2 公園の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 名 称 | 千歳市青葉公園 |
| (2) 所 在 地 | 千歳市真町 2196-1 ほか |
| (3) 面 積 | 102.3ha |
| (4) 種 別 | 総合公園 |
| (5) 設 置 者 | 千歳市 |
| (6) 指定管理者 | 千歳市環境整備事業協同組合 |
| (7) 主 要 施 設 | 図書館、テニスコート、なかよし広場、陸上競技場、野球場、ピクニック広場（キャンプ場）など |
| (8) そ の 他 | 第2種自然環境保全地区指定場所（千歳市自然環境保全条例） |

3 設置場所



- (1) 地名・地番 千歳市真町 2196-1 の内
※図書館付近（指定場所）
- (2) 敷地面積 60 m² 程度
- (3) 用途地域 第一種低層住居専用地域
- (4) 建築面積 20 m² 程度
- (5) 電気・給排水 付近に引き込み又は接続可能な設備あり
※電気設備については令和 8 年度中に整備予定
※引き込み工事等に係る費用は事業者の負担で実施するものとし、電気・水道・下水道の使用料については市と協議し決定するものとする。

4 募集概要

- (1) 事業者数
・ 1 事業者（法人、団体、個人事業主）
- (2) 店舗の方向性
キッチンカー等出店の結果や公園利用者等からのアンケートにより、希望の多かった次の条件を満たす店舗の設置を目的とし、事業者を募集します。
・ コーヒーや紅茶などの飲料、軽食等の販売（テイクアウトのみ）
※残り汁等が想定されるものや酒類は除く。
- (3) 店舗の設置
・ 店舗は、都市公園の便益施設として事業者が設置するものとする。
・ 設置場所は第一種低層住居専用地域となっているため、建築基準法第 48 条ただし書きの許可及び建築確認申請の手続きを取ること。
※建築許可については、審議会及び審査会の同意が必要です。
・ 事業者は都市公園法第 5 条の「公園施設設置許可」を受け、設置するものとする。許可については、千歳市都市公園条例施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき「千歳市都市公園施設設置許可申請書」を市に提出すること。
- (4) 許可期間
・ 10 年以内（更新可）
- (5) 営業期間
・ 営業期間については、市と協議し決定するものとする（冬季間の休業等）。
- (6) 営業時間
・ 原則 9 時～17 時の範囲内とし、詳細は市と協議し決定するものとする。

5 使用料

- 公園施設設置許可を受ける建築物について、以下のとおり使用料を徴収する。
- ・ 使用料は、建築面積に対し、月額 1 m²あたり 600 円とする。
 - ・ 使用料の額は、千歳市都市公園条例第 14 条第 1 項に基づくものであり、条例改正等により使用料に変更があった場合は、本項で定める使用料も変更するものとする。

とする。

- ・使用料は、市に毎年度納付するものとする。
※設置した建築物については、固定資産税の課税対象となります。

6 選考方法

応募者の資格等を確認後、提出された書類をもとに提案内容を審査し、候補者を決定します。提案内容は以下の項目で評価します。

- ・来園者にとって利便性の向上に資するような内容であるか。
- ・公園の魅力向上や本市のイメージアップを図る内容であるか。
- ・周辺環境と調和したデザインであるか。
- ・継続的な店舗運営が見込める内容であるか。

7 スケジュール

- | | |
|------------|-------------------------|
| (1) 申込受付期間 | 令和8年10月14日（水）～10月30日（金） |
| (2) 候補者の決定 | 令和8年11月上旬 |
| (3) 設置可能時期 | 令和9年4月頃（予定） ※必要な手続等終了後 |

8 応募について

(1) 応募方法

応募は、下記に定める書類を申込受付期間内に提出すること。

- ・設置申込書（様式1）
- ・企業等概要説明書（様式2）
- ・誓約書（自筆署名または印）（様式3）
- ・企画提案書（様式自由）
※パース図、店舗の面積や外観が分かるもの、販売品リスト（予定しているもの）
- ・営業許可証及び食品衛生責任者資格証等の写し
※申込受付期間後に取得する場合は、営業開始前に取得し提出すること。
- ・法人登記簿謄本及び印鑑証明（法人の場合）
- ・納税証明書

(2) 法令等の遵守

設置及び管理運営にあたっては、法令等（都市公園法、建築基準法、食品衛生法、消防法等）を遵守すること。

9 質問書

(1) 受付期間

令和 8 年 10 月 29 日（木）午後 5 時まで

(2) 提出方法

担当部署に様式 4 を電子メールで提出すること。

※回答は市公式ホームページに掲載します（個別の回答は行いません）。

10 その他 遵守事項等

(1) 応募資格

次の条件を全て満たす事業者であること。

- 1) 販売の実施主体であること。
- 2) 千歳市内で営業を許可されている公的機関が発行する有効な営業許可証を有すること。
- 3) 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者。
- 4) 食品賠償保険等に加入している者。
- 5) 保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理）ができる者。
- 6) 次に該当する場合は、応募できません。
 - ・制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者）
 - ・破産者であって、復権していない者。
 - ・銀行取引停止処分を受けている者。
 - ・懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者。
 - ・禁錮以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留又は起訴された者で判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者。
 - ・申請業種について、申請日から過去 3 年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。
 - ・集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者。
 - ・国税及び地方税を滞納している者。
 - ・暴力団関係者及びその繋がりがあるとされる者。
 - ・政治性、宗教性のある事業者。
 - ・公序良俗に反する者及び各種法令等に違反している者。
 - ・公園の円滑な運営に支障をきたす又はその恐れがある者。
 - ・地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定による制限を受けている者。

(2) 遵守事項

設置にあたり、次に掲げる事項について遵守してください。

- 1) 許可内容を遵守すること。
- 2) 火気を使用する場合は、消防署と協議し必要な届出及び消火器具の設置を行い、十分な対策を行うこと。
- 3) 食品衛生法その他関係法令等を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。
- 4) 設置に係る権利は、市の承認なく他人に委託し又は譲渡することはできない

こと。

- 5) 公園施設等を破損及び汚損等した場合は、速やかに指定管理者に届出をするとともに、原状回復の経費等については、事業者にて負担すること。
- 6) 自店の販売物に関するゴミは責任を持って処分すること。
- 7) 音響設備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないこと。
- 8) 出店に際しての事故、苦情等のトラブルについては、事業者がその責任の一切を負うものとする。万が一、不測の事態等が生じた場合には、適切な対応をするとともに市又は指定管理者に報告すること。
- 9) 閉店後、退園時は周辺の清掃を行うこと。
- 10) この要項又は公序良俗に反する行為及び許可することが適切でないと認めるときは、許可を取消すことがあります。その際、事業者に損害が生じて市は補填、賠償等の責任は一切負いません。
- 11) この要項に記載のない事項であっても、市や指定管理者が必要な措置と認めたときは、その指示に従ってください。
- 12) 許可期間の満了又は許可を取り消されたときは、自己の費用で、許可期間内又は市が指定する日までに速やかに原状回復を行うこと。ただし、市が承認した場合はこの限りではない。また、市が指定する期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを事業者に請求すること。この場合において、事業者は何ら異議を申し立てることはできないこと。
- 13) 事業者は、市から交付される設置許可書を掲示すること。
- 14) 事故やトラブル等は事業者の責任において対処すること。市や指定管理者は一切関与しません。
- 15) 公園及び施設利用者の往来の妨げにならないよう十分配慮すること。
- 16) 公園内及び運動施設内での客引き行為は行わないこと。
- 17) 公園や運動施設の使用に関するルールを遵守すること。
- 18) 市や指定管理者が行う利用者アンケートに協力すること。

(3) 注意事項

- 1) 事業者は、設置場所の使用にあたり、市又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任及び負担においてその損害を賠償すること。
- 2) 応募書類の記載に不備があった場合、申込を受け付けない場合があります。
- 3) 応募条件等を遵守しない場合や、市が不相当と判断した場合、事業者と協議を行い、改善が認められない場合は設置許可を取り消すことがあります。また、許可の取消しを受けたことにより事業者に損害が生じて市や指定管理者は一切その責めを負いません。
- 4) 申込及び設置に必要な経費については、事業者の負担とします。

(4) その他

- 1) SDGs の取組として、飲食物等の販売に当たり、脱プラスチックへの取組を行うこと。
- 2) 販売品の空き容器等のゴミを回収すること。
- 3) 公園利用者の安全に悪影響を与えること及び安心感を損ねること、並びに公園施設を傷つける行為はしないこと。

- 4) 本要項に定めのない事項については、市と事業者で協議の上決定します。

問い合わせ先

千歳市建設部都市整備課

千歳市東雲町2丁目34番地（本庁舎3階31番）

メールアドレス： toshiseibi@city.chitose.lg.jp

電話：0123-24-0697（平日の午前8時45分から午後5時15分まで）